

平成23年第5回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成23年11月28日 開会

平成23年11月28日 閉会

東吾妻町議会

平成23年東吾妻町議会第5回臨時会会議録目次

第1号（11月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	22
○議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	28
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	41
○閉会の宣告	54
○署名議員	55

平成23年東吾妻町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成23年11月28日(月)午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認について(平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号))
- 第 4 議案第 1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 2号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案
- 第 6 議案第 3号 物品購入契約の締結について(太田・岩島・坂上中学校情報教育機器整備事業)
- 第 7 発委第 1号 吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院を算定基礎にした地方交付税の配分及び中之条病院運営に係る負担金の徴収について適正かつ明確な基準に基づいた措置を講じることを求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	高橋春彦君
企画課長	武藤賢一君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	佐藤喜知雄君
産業課長	轟馨君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	蜂須賀正君
教育課長	角田輝明君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。お世話になります。

温暖化と思われる中、遠い山々の頂がうっすらと雪化粧、冬の気配を感じられる季節となりました。

ここに平成23年第5回臨時会が招集されましたところ、公私ともご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成23年第5回臨時会は、付議事件として、東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について外4件が付されております。十分な審議をお願い申し上げまして、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成23年第5回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では立冬、小雪も過ぎ、日ごとに寒さが厳しさを増してまいりました。議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、専決処分の承認について外3件でございます。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成23年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、佐藤聡一議員、3番、根津光儀議員、14番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、8月25日に発生いたしました台風12号及び9月13日に発生いたしました15号の被害の応急復旧に係る経費のうち、予備費を充用する部分を除く工事費等の追加補正でございます。この台風により、広範囲に及んだ災害のうち、生活に直結した災害の復旧工事費と災害査定申請のための設計書の委託料等についての追加補正を、地方自治法第179条第1項の規定により、9月20日付で専決処分し、告示いたしました。今回はこの専決処分の承認をいただくものであります。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） ただいまお話ししたとおりなんですけれども、9月の定例会のときに、かなり広範囲に及んできていますということで、そのときには予備費で何とかかなかなというようなちょっと安易な考えもあったんですけれども、予備費充用でお願いしますよということで進んでいました。進んでいく中で、12号が思いのほかといいますか、予想以上に広範囲、この間全体集会というか全員協議会のときに資料として出ていたと思うんですけれども、あれだけの広範囲に及びました。なおかつ台風15号が来たということで、どうしても議会を開いて補正を組むという時間的余裕がなかったということで、こういった補正をさせていただきます。

内容的には、お手元にありますとおりでございます。

事項別で簡単に説明をいたしますけれども、いわゆる2,263万円、この応急のために使ったと。ですから、予備費充用で1,000万円ありますので、3,200万円近くが町内のこの災害で、いわゆる災害の補助金をもらわないで町単独でしなければならない。応急的にしなければならなかったという経費になります。その経費の内訳が歳出にありますとおり、道路復旧関係で工事が1,300万円、先ほど説明しましたように、災害査定で補助金をもらうための設計に300万円、それから、その下なんですけれども、林道関係でも同じように、工事で300

万円、その補助金関係で355万円ということになっております。

そういうことで、なるべく専決処分ということはしたくはないんですけども、こういった場合ですとか、あと例えばいわゆる税法等で、3月31日に公布されて、4月1日施行ですよというな、こういった場合、これも臨時会を開くことができません。それから、例えば税の法人税などは、前払いしておいて、いわゆる景気が悪くて決算をすると還付はすごく出ると。何千万円という還付が出たときの還付加算金というのが物すごい額になると。そういう場合についても予備費の1,000万円だけでは足りない場合については、こういった専決処分をお願いするということになると思います。3日前に告示をしなければ議会を開けないということで、やむを得ない措置としての専決でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 簡単な説明で細かい内容まではよくわからなかったんですが、緊急だったんで専決をしたというお話だと思います。この件については、前の議会運営委員会的时候にも私がちょっと指摘したんですが、私が議会運営委員を辞任する理由の一つにもなっていますので、この件についてはやっぱりどうしても確認しておきたいので、ちょっと質問させていただきます。

1つは、専決をできるという規定はありますけれども、この中にあるように、議会を招集する時間的余裕がないのでということが理由になっているわけですが、本当にそうだったかという、この間の議運のときにはどうもそういうふうには感じられなかった。私は、予算ですから、もう議会で議決すると、これは大前提だと思いますので、本来なら議会を招集して、議決してやると。これがやっぱり筋なんだとっております。これがないと議会の権能というものが失われますので、それが極端な例が鹿児島県の阿久根市、ああいった例につながったんだと思います。ですから、18年からこれがかなり厳しくなりました、時間的余裕という部分に制約された部分があるんだと思います。

そこでお尋ねしたいんですが、議会の招集告示して、招集するという意味でいくと、最短で多分3日あれば通常の手続だとできる。緊急の場合は翌日でも来いというのがあれば、それは議会招集というのは可能なんだと思いますけれども、そういったものも踏まえて、本当に議会を招集する暇がなかったと主張される理由が1点。

それともう1点は、本当にこの専決の手続が公的な手続に基づいて正式にやられて、9月

20日に専決をしたものですか。その2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） この災害に関しましては、かなりいわゆる積み上げている。とい
いますか、工事が広範囲にわたっていて、被害が広範囲にわたっていて、それを調査をしな
がら、各担当課で積み上げる作業というのがどうしてもタイムラグが発生してしまいます。
でも、どんどん発注をかけないといけないことでもあります。いわゆる財務会計の話になるん
ですけれども、発注をかけるということは契約行為を起こしているところです。そこで支出
負担行為というのが発生します。支出負担行為というのは、予算がなければ支出負担行為が
できません。ということは、例えば重機を入れて、すぐどかしてほしいといったときに、そ
のバックボーンとしての予算がなければできないということです。広範囲にわたって及んだ
ということで、その辺のタイムラグもあったりして、なかなかつかみづらかったというこ
とで、喫緊でどうしても20日にはもう金がなくなりますよということで、20日にさせていた
だいたということでもあります。

ですから、多少事務的などころで前後はあるとは思いますが、20日のときにはもう
発注をかけるだけのものができていなかったということです。議会を開いて、そこで決裁を
してもらおうとすると、その前に発注をかけていた。では、20日にわかって、21日に議会を
開いたとしたときに、20日に実際に工事を行っていて、支出負担行為を起こさなくていけな
かったのが起こせないということは、やはり事務的に間違っているというふうに判断して、
専決をさせていただいたということになります。

その時間的余裕と9月20日の専決というのはそういう話で、若干9月20日できりぎり
足りなくなってやったものですから、告示を出したのは21日だったか、22日だったと思
いますが、20日付で専決させていただいたということでございます。よろしくお願
いします。

私もこれが答えだと思っているんですけれども、例えばどんなどころだと。いわゆる招集
をして、まず時間的余裕がないというのは、これは広範囲にわたっていて、災害がわたっ
ていて、ここで発注をかけなくてはどかせないよということで、そこでどんどん計算もしな
くはないということです。ある程度のつかみでも何でも額がわからないと、その契約行
為ができないということです。契約行為をすれば、そこで支出負担行為が生まれるので、ど
うしても時間的余裕はなくなるというのがまず1点です。それが発生したのが9月20日に積
算をしてきて発生したということで、9月20日専決をしないと間に合わなかったということ

で、ここで告示をさせていただいたということになります。これ以上でもこれ以下でも何でもないのですけれども、よろしくをお願いします。

手続上はしっかり書類等をご確認いただければと思いますけれども、9月20日の専決をいただいて告示をしております。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。正式にやったと自信を持っておっしゃるんじゃない。言いますけれども、前回の議運のときに、議長に対して、9月26日に専決について相談に来たというふうに報告を受けて、それだどつじつまが合わないんじゃないかという話をした記憶があったんですが、その時点ではもう既に専決をしてあったという解釈で間違いありません。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 専決処分は町長のいわゆる職務権限であります。23日のお祭りのときに、議長、議会運営委員長さん等とお会いできたので、9月20日に専決させていただきましたという話はさせていただきました。ですから、相談ではなくて、いわゆるこういう状況で動いていますよというご報告をさせていただいたというふうに私は認識しております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうですか。じゃ、議会運営委員会での話がちょっと食い違ってたのかなと思いますが、それはそれで主張するのであればそれでいいと思います。本当にそれで間違いありません。そうすると、じゃ、ちょっとお聞きしますが、この専決処分の中には15号も入っているという、被害も入っているということでしたよね。それもこの積算に入っているんですよね。先ほど町長の発言は、台風15号が9月13日に発生しましたという説明をしました。上陸したのはいつですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 台風15号ですけれども、9月13日の21時に日本の南で発生し、台風15号となったと。ゆっくり速度を北西に進み、16日から19日にかけて南大東島の近海で停滞したと。19日に奄美大島の東海上で強い勢力となったと。ですから、このときに東側に位置しますので、19日からかなり被害が出てきたと。上陸したのは19日の13時から21日の22時までの総降水量が県内で150ミリを超えたという発表になっております。ですから、19日から21日にかけての長雨だったと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。私の認識だと21日に上陸したというふうに記憶をしております。インターネットで調べてもそういうふうにあると思います。浜松。そうすると20日の時点で15号の発生被害のものが積算できて、専決できるなんてことが理論上あり得ないと思いますけれども、どうしてそれができるんですか、じゃ。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 上陸、いわゆる群馬県のそばを通ったのが21日だと思います。被害というのはその前に、台風の被害ですから、巻き込みますから、東にあったときのほうが強いというふうに理解しています。ですから、台風は群馬県の北を通ったほうが被害が多くて、南を通ると被害が少ないと。前も経験があったと思うんですけれども、前橋を直下で通ったときには、その通った時点では災害は少なかったです。その前に発生します。ですから、19日に発生したものについて積算をしましたということになります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。19日にじゃ発生したんですね。ここに入っている災害は。それは間違いありませんね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 19日に災害が起きて、20日に担当課で処理をした積算だというふうに理解しております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そんなことは余り大した答えじゃないんですけれども、理論上どうもつじつまが合わないというのは私ももうわかっている。ここで言っているか悪いかわからないから言わなかっただけです。正直申し上げて、そこまで言うのであれば、私は9月24日ですか、告示の掲示板を見に行ったけれども、この件の告示なんかしていなかったですよ。それでも20日に告示をして、正式な手続を踏んでやっているとおっしゃるのであれば、あり得ないと思います。先ほど言ったように、前後というのは、多分26日に判断をして、20日にさかのぼった日付で処理をしたというふうに私は理解していますけれども、あくまでもそうでないということを主張されるんですね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 若干のタイムラグというのは、告示を掲示したのが若干おくれたということだと思います。24日だったかもしれません。いわゆる書類上の手続をしっかりと、告示はしております。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もうこれ以上言うのはやめましょう。ただ、私が言いたいのは、予算はやっぱり議決して決めていくということですから、これを認めてしまうと、これから先災害があったときはすべて専決オーケーということ認めることにもつながりますので、あえて言っているんですけども、これから先もそうすると町長はこういったことが起きたときにはすべて専決でやるようなイメージになりますけれども、そういうふうに考えていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 災害時というのは、町民のために迅速にその応急復旧なりを始めなければならない状況になるわけでございまして、その点から、この専決処分というのは必要になってくるわけでございます。今回の状況とすべて一致するというわけではございません。その時々状況によってそれは判断してまいりたいというふうに思います。ただ、県なり各自治体の状況を見ますと、やはり専決処分というものが災害時には多用されて、迅速な対応をしているというふうに見ておりますので、しかし、今後はその被害の状況、それから時間的な余裕等も考えながら対応してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それは考え方はわかりました。要は私が言いたいのは、時間的余裕がなかったかというのをどういうふうに検証するかという話なんですけれども、たしか15日に定例会が終わって、終了した後に企画課長が予備費充用で対応させてくれという話をしたのが私も記憶しております。台風12号の被害というのはもう既に出ていたんで、その時点で普通であれば、もう緊急対応の経費が足りないなんていうことはわかっていたんですね。ですから、その感覚でいけば、やはり一定額は緊急的にでも何でも臨時会を開いて、20日の前に決めることは十分可能だったはずなんです。それを支出負担行為をする前に、金がなければという話をしましたけれども、そんなことは私も原則としてわかります。でも、現実には台風の災害が起きているところで支出負担行為をしてから、おい、あそこの復旧に行ってくれやなんてことをしているはずないんですよ。どちらにしたってつじつまが合わなくなるんです。それをクリアする方法というのは3,000万円なり5,000万円なり一定額を災害復旧費にとっておくしかないんですよ。そうすれば緊急対応ができますから。それがしてないのであれば、そういうことはもう不可能になると思います。

ですから、そういうものも含めて、これから専決というものを優先するのではなくて、きちっとした議決をしていくという前提をまず頭に押さえておいて、予算編成も含めてやっていただくことが必要かなと思うので、あえて言っていますけれども、私はこの内容が復旧するに対して決して文句を言うつもりはありませんけれども、あくまでもそれが大前提です。それをしておかないと、議会の存在がなくなってくる可能性があるんで、あえて言っています。細かいことを言うなという部分もあるのかもこれはわかりませんが、そういうふう考えたときに、やはり時間的余裕がなかったというのを理由にするのは無理があるというふうに思いますけれども、町長、いかがですかね、それは。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のお話はよくわかりました。今後は今のお話のように、予算編成時のやはり不測の事態に備えての考えとか、そういうものも含めまして、今後対応していきたいというふうに思っております。非常に難しい部分もありますけれども、しかし、大きな災害になれば、当然専決処分になってくるんだというふうに思っております。そのようなことから、時間的なものも考え合わせながら、今後は対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそれは考えていただきたいと思います。以前、百条委員会ができて、法令を守らないことが原因で事務的処理に問題があったということで、最終的には町長の問責にまで発展した経緯があるのです。だから、そういうものをよく反省というか教訓として頭の中にあれば、きちっとそういうことを要するに適正な手続を踏んでやるということが大切だということをぜひ肝に銘じていただきたいと思います。私も一応議員ですがけれども、何が何でもしゃくし定規にやれと言っているわけじゃないんです。でも、自分がやったことが書類上つじつま合わせをしたことを正しいというふうに主張するのであれば、やはりそれは非常に認めづらくなる部分になると思いますので、その辺のところをきちっとやっていただくという確認をぜひ最後に町長にさせていただければと思いますけれども、内容的には私も予算をとることについては反対はしませんので、これからそういうものをきちっとやっていただくというお約束というんですか、確認をさせていただけますか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 災害時のような緊急事態は大変に時間的な問題と、手続も非常にしなければならぬというようなことで急を要しているわけですが、極力それは正規な

手続で済ませるように努力をしてまいるといのがその方針だというふうに思っております。やはり災害というのは、いかに町民のために被害を少なくするかというところで、頭がそちらのほうにまず行きますので、それからいろいろな手続というものも、だんだんと数字的なものもつかめますし、進んでいくような、実際の進行はそのようなことになっておりますので、極力その点は今後は努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最後にじゃ1点だけ。災害時だからというのはだれもわかっているんですよ。そんなものを対応するなだなんてだれも言ってはいないのです。当然のことですよ。金がないといっても、それは飛んで行ってもらわなくちゃならないです。私が言っているのは、先ほど言ったことがすべてです。ですから、私がきょうは正直言って、これは後ほど認定、承認には立ちませんけれども、なぜかという、その手続上の不備があると私は確認して、それに対したいろいろなものを、もろもろのものも一つの議運の辞任の理由になっています。だから立ちませんけれども、これからそういうことをきちんとやはりやっていたかかないと、いろいろ誤解を生じることになると思いますので、行政マンの皆さんが本当にそういうふうに正しくやったかということで主張されましたけれども、実際に本当にそうしたかというのは私にはちょっと理解できませんので、例えば告示1つにしても、告示までちゃんとしなくてはいけないんだと思いますから、そういうことを考えて、これから対応をぜひしていただくことを希望しておきたいと思います。

質問は終わりです。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 専決処分ということで補正を本日今ここに出てきたわけでありましてけれども、道路復旧費の関係の300万円、それから工事費が1,300万円、それから林業関係では、やはり測量設計でもって355万円、工事請負が300万円ということでありましてけれども、先般の全員協議会の中で災害の箇所とかいろいろ出していただきましたが、最終的にはこの金額は、先般の資料とあわせて、おおよそのあれはどうかというのがちょっとわかりませんが、これは12月にまた補正でこの辺のところが出てきて、正式に出るのか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） はい、そのとおりでございます。ここで例えば設計等をお願いしているものについては補助金をいただくための設計です。ですから、そういった意味で、きょうちょっと12月補正ができ上がっているのですけれども、きょうちょっと持ち合せないので、詳しい話はできないんですけれども、この間議運でお話ししましたように、総枠があって、1,000万円の充用をまずして、足りないところで、いわゆるこれは町単、町一般会計のみで支出する部分で、この2,000万円近くがありますよということになります。残りが私のちょっと雑駁な話で申しわけないんですけれども、同じくらい二千二、三百万円が一般会計です。ただ、補助金が国・県から来ますので、全体とすると6,000万円だか7,000万円だかというような大きな数字にはなりませんけれども、町の一般会計持ち出しはこの専決と12月補正というのはほぼ同じぐらいの金額になると思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 直接の常任委員会に入っていないものですから、その辺のところ、いわゆる総務建設常任委員会ですね。私は文教ですので、その辺のところを12月の補正のときには、もう少し資料と中身をわかりやすく出していただければありがたいと。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） はい、わかりやすいものになるべくしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 番号言います。2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番起立でございます。

起立多数。

したがって、本件は承認をされました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本年の国家公務員の給与に関する人事院勧告は9月30日になされ、0.23%減額する内容のものであります。群馬県においては、10月24日に0.30%減額する内容の人事委員会勧告がなされました。地方公務員法において、職員の給与については、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされております。

本議案では、県人事委員会勧告に倣って、本年12月より減額する内容のものでございます。また、本年4月からの格差相当分を解消するため、4月から11月の給与及び6月の期末勤勉手当についても、調整率を乗じて減額調整することになりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますけれども、国家公務員の給与に関する人事院勧告は平成23年10月24日、他

の法案提出により、国は人事院勧告の実施を見送っております。群馬県においては、10月24日に、先ほど町長が申し上げたように、0.30%減額する内容という人事委員会勧告がなされて、これが実施の方向であります。これを受け、町といたしましては、県人事委員会勧告に準拠する形で実施するものでございます。内容としましては、例月給について改正されます給料表のとおり減額し、本年4月より11月の減額分は12月の期末手当で調整するというものでございます。

それでは、議案の次のページをごらんいただきたいと思います。

改正される給料表が記載をされております。もう1枚めくっていただきますと、右側、給料表に続いて、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の条文となっております。

第2条では、現給保障額を含む給料を受けていた今回減額対象となる職員は、現給保障月額に100分の99.59から改正をいたしまして、99.1を乗じて得た額を支給し、それ以外の現給保障を受けていましたけれども、今回減給対象とならない職員につきましては、100分の99.83から改正をいたしまして、99.34を乗じて得た額を支給するというものでございます。

次に、附則の施行期日でありますけれども、第1条では、本日議決をいただければ、12月1日からの施行の予定でございます。

第2条でございますけれども、ちょっと長い条文となっておりますが、要約をいたしますと、本年4月から11月の給与及び6月の期末勤勉手当に100分の0.38を乗じて得た額を12月の期末手当から減ずるという特例措置の内容でございます。よろしく願いいたします。

次のページの表なんですけれども、今回減額対象とならない範囲、これがこの表のとおりになっております。2項につきましては新規採用職員等ではありますが、いずれも今回減額対象とならない範囲にありますので、該当者はございません。次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんをいただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 今の説明していただいた内容についてはちょっとわかりにくいと言ったらあれなんですけれども、内容ではなくて、今回の県の人事委員会勧告は0.3%ということなんですけれども、行革大綱、集中改革プランの中で、職員給与の適正化というのが23年

度着手してやっているわけなんですけれども、そういう中での今回の条例を改正するという
こと案なんです、その位置づけをどういう位置づけになっているのか。いわゆる給与の
適正化という大きな目標の中で、今回の条例のあれがどういう位置づけなのかをお尋ねした
いと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今回につきましては、国でありますとか、普通でしたら国の人事
院勧告なんですけれども、本年につきましては、国がそういう方向でないということで、県
に準じるということでございます。東吾妻町の給与の適正化ということに関しましては、今
回のものとは別に、町としては独自に今検討をさせていただいておりますので、よろしくお
願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 新聞等を見ていると、公務員給与については一般的な認識というん
ですか、正面から言うと、これは朝日新聞の声という欄なんですけれども、「民間人は納得
せず、人事院勧告」ということで声に乗っているわけなんです、この中で、政府は災害復
興財源として、国家公務員の給与を2013年度末までに7.8%引き下げる特例法案の成立を目
指している。そういう中で、人事院は0.23%の勧告をしたということで、大分認識の違
いというか、いわゆる対立関係にあるということなんですけれども、今回県の人事委員会勧
告は0.3%ということなんです、一時減少したわけじゃないですけれども、公務員の給与
はバブル期に民間に合わせて引き上げた。その後、バブルが崩壊して、経済環境は大分悪
くなる中で、民間は過去10年で約10%ぐらい給与所得が下がっていると。

ただし、公務員給与についてはほとんどと言うとあれなんですけれども、高どまりしてい
るという認識があるということなんですけれども、そういう中で、先ほど言った行革大綱の
中で改革という言葉が使われているんですけれども、改革というのは言ってみれば、私の認
識では痛みを伴う。それから、意識を改革しなければいけない。いろいろなことがある
と思うんですけれども、今回総務課長のほうから、これとは別に町のほうも考えているとい
うことなんです、いわゆる給与の適正化ということから言って、どういうところを水準に
しているのか。類似公共団体なのか、県の平均なのか。あるいはこの東吾妻町の民間の給与
の平均なのか。その辺というのがちょっとわからないというんですか、目標値がわからない
というのが私の受けとめ方なんですけれども、議会報告会で、ある地域の方から、東吾妻町
の職員の平均年収は幾らだという質問があったんですけれども、それは恐らく公務員の給与

が、職員の皆さんの給与が高いのではないかという認識があつて言われたと思うんですけども、そういう環境の中で今回の条例があるわけなんですけど、もう一つ町のほうはこれとは別にいろいろな案を検討しているということなんですけれども、特に組合との交渉ということがあるので、決めたらすぐできるということじゃないんでしょうけれども、その辺のお考えとか方向とか、それについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 町の目標としているところは、前々から町長からもお話がされているかと思いますが、県平均ということを目指して進めております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 県平均が幾らかというのはデータでないで、わからないんですけども、先ほどの人事院勧告の0.23というのと県の0.3というのは、民間のサラリーマンの方から見ると、果たしてこれは痛みを伴うことなのかというのが疑問があると思うんです。ですから、その辺の集中改革プランの4番目に上げているので、この辺の取り組み、いわゆる改革に取り組む本気度が本当にあるのかと。本気度をとらえているような気がするんですけども、ちょっと抽象的な質問なんですけど、その辺についてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場職員の給与については、現在その点について修正を行うべく取り組んでいるところでございます。総務課長が言ったように、群馬県の各市町村の平均の指数というものがありますので、それを目標として改革を進めていくということで、現在組合との話し合い等も行っておりますので、その点について取り組んでいる、本気でやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 給与は生活にも大きな影響があるんであれなんですけれども、公債費比率が改善傾向にあるとはいえ、将来負担率等を見ると非常に財政状況は厳しいと。そういうことを受けての行革大綱だと思いますので、ぜひこの中には町民の納得と支持を得られる水準ということが言葉で出ているわけなんで、ぜひ本気で取り組んでいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何点か確認をしたいと思います。

まだ職員の給与については0.3%ですか。総務課へ行ったときは0.4というような数字を聞いたのですが、0.3で平均なんですかね。先ほどの説明で間違いはないですよね。金額的にはトータルでも三、四百万円ぐらいですか。それをまず最初にちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ここにある県の0.3%、それから、先ほど一場議員のおっしゃられた0.4というのは、東吾妻町に置きかえた場合、たまたまそこに該当する職員、それを積み上げた場合は計算上では0.4、給料表自体は0.3なんだと思います。

それから、総額ですかね。すみません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 多分私が先ほど言った350とか、そのくらいの数字が全体でしか落ちないのかなと思って聞いていましたけれども、先ほど本気で町長がやるという話を茂木議員の質問に対してお答えになった。あえて私が質問させていただくのですが、平成18年でしたか、地域給与を勘案して給与を削減するんだと、公務員の。それに基づいて改定がなされたんですね、給料表の切り下げが。そのときの水準がここだとすると、ある程度一定の水準だとすると、それが下げられましたんで、その水準に給料表が追いつくまでは現給保障額、要するにそれを給料としてくれるという特例条項がついているんですね。今でもこれがついている。今回もその条項が入っていますよね。ですから、今切り下げたとしても、その給料表、これから切り下げにどんどんなっていくのであれば、それに追いつくまでというから、今の給料水準というのは基本的には守りますよという多分条例になっているんだと。

ただ、うちの場合は、今まで議員提案で現給保障額の70%カットというのを実施してきましたから、それがすべては該当しないんですが、今回ことしの4月、それが切れて抜本的な改革を町長が本気ですと言っては、そのときはやるんだと思ったんですが、やらなくて、またそれを今度は町長提案で継続したんですね、70%カット。ということは執行部が提案した話です。現給保障額というのは、やはりカットをしていくという考え方を示したということで間違いはないんだと思いますが、そういった中で推移をしてきて、その現給保障額の70%カットという期限はことしの12月31日で多分切れるんだと思います。そうすると、現在県平均ぐらいのラスパイレス指数だというふうに報告を受けていますけれども、それがまたぱっと上がる可能性があるんだと。先ほど言った本気で町長がやっているという抜本改革案み

たいなのが出されれば、それがまたもと、今の水準を維持できるのか、それはわかりませんが、ただ、前から町長が言っている昇給昇格基準的な言い方をしていましたが、それをやっただけでは、少なくとも短期的なそういう効果というのにはあり得ないと私は思うのですが、そういうことを考えると、これはわずかですけれども、この機会にその現給保障額をくれるというような条項は抜く、そういった考え方も町長はなぜ持たなかったのかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 12月いっぱいまで現給保障の関係は切れるわけでごさいますて、1月からはそれによることなく考えていきたいと思っております。一気にそういうものが正確に県平均になるかどうかというのは、なかなかわからないわけでごさいます。徐々にという表現になるかもしれませんけれども、いずれにしてもいい方向でこの役場職員の給与というものを設定していくような方向を追求していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。多分答えたくないというか、答えづらいんだと思います。人事院のほうももうそのうちになくなるんですよ、確かね。そういう方向でいるんだと思います。人事院そのものが現給保障額というのはあと2年ぐらいでもう廃止するんだという方向を多分出しているんだと思う。そういう情報も聞いています。そういったことを考えると、現給保障額というのは、やはりなくなっていく傾向にあるんだと思います。ある意味全国に先駆けてうちの町がやってきたような形になっているんだと思います。それが正しい、いいんだということで、4月からは町長が提案して今度はやってきた。そういったことを考えると、うちの職員の給与が地域給与として見たときに、高いかどうかは、それは私も比較した表をいただいていませんので、わかりませんけれども、やはり町長の姿勢としては、本気で給与の適正化を図るんだということであれば、下げたということになっているけれども、今の給与水準を維持するような条項はやはり外すべきではないかなというのが私として感じるんですけれども、全くそういうことは考えないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基本的にはそういうものによらないで、適正な給与が与えられるような、そういう方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 本気でやると言うから、それを出せると思いますけれども、私が常識的に考えてみて、町長が考えているような削減案で、この現給保障額のカットがなくなったときに、今言ったようなものが実現できるとはちょっと難しいと思います。それはよく考えてください。本気でやると言っているんですから、1月にどんなものを出すか期待していますけれども、ぜひその辺のところは考えていただきたいと思いますが、考え方の中には、別に給与は高くたっていいんだよと。私もそれでいいと思う。総人件費論というものもあると思います。少数精鋭でいい仕事をしていただいて、総人件費が抑えられるのであれば、1人の給与単価が高くたっていいですよ。町に占める人件費の割合が下がれば、それで考え方は同じです。そういった意味で、多分集中改革プランに職員の適正化計画というのが適正化の部分について触れていますけれども、本来職員の適正化計画というのは町でつくらんだと思いますが、それは本年度はもうできていますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 定員の管理の関係かと思いますが。町の現在の職員数は約222というふうなことで考えておまして、目標とすると215ぐらいを目標にしているということで、適正化計画ということについては、今後の町の例えばいろいろな保育所であるとか、各施設の統合であるとか、いろいろな大きな問題がございます。そういったものもある程度方向が出ないと、しっかりした適正化計画というところまで踏み込めない状況なんですけれども、今現在としては集中改革プランに上げていく中の資料というような形で、町としては数的なものはそういう方向で考えているというところの状況でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に大事な計画になるんだと思いますが、これからじゃつくる予定なんですか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 現在の行革の中で組織部会というようなことで、いろいろなそういった人員管理の方向というようなものも詰めております。今後は定めていきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） いや、担当のところに行ったら、それはある意味できているんだよという話を聞いたものですから、ただ、定員適正化計画というのは議会の議決事項になっているから、それが上がってきてないんで、全くどうなっているのかな。公式なものがだから

ないんだと思っているんですよ。だから、そういった中で、町長は本気でやると言っているからやってくれるんだと思いますけれども、それが本当にやってもらえるかどうかという、要するにきちっと考え方を示してやるというものが大前提になるので、あえて適正化計画、余分なことに少し触れましたけれども、そういったものとの連携した考え方の中でやるということが非常に大切なんだと思いますけれども、町長、私はこれは下げる内容ですから、今回これについては反対はしません。でも、あくまでも12月末で、その現給保障額をカットするような言い方をしましたけれども、その中で本当に実のある給与の削減をちゃんとしていただくという、ここで約束していただけるという解釈でいいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何度も申し上げておりますけれども、やはり1回で非常に目標とする数値にいくかどうかは大変難しい問題でございますので、その点については心構えとして適正な給与というふうなものを追求していくということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひ頑張ってくださいと思います。ただ、議会が納得できるものが出るかというのはまた別だと思えますので、先ほど茂木議員の質問の中にもありましたけれども、役場の職員の平均給与は幾らだという質問が議会報告会で出たという話がありましたが、私もうる覚えで38万何がしだと思っていたんですけれども、38万7,000幾らというのが多分予算書に載っていますので、それが平均なんだと思いますけれども、民間の今ここら辺にある企業で、平均給与を38万7,000円、40万円近くくれているなら、みんな会社が多分つぶれていると思います。そのくらい水準的にはやっぱり地域の中から見ると、レベルにあるような気がしますので、そういったものをきちっと自分たちというか、町長がしっかりそれを押さえて、じゃ、このくらいにということを示していかないと、職員給与を削減、実際に実のあるものというんですか、具現化するのは非常に大変なものがあると思えますので、その辺のところを踏まえて、ぜひやっていただくということを要望して、希望して質問は終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑をどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を10時10分といたします。5分休みます。

(午前10時05分)

○議長(菅谷光重君) ただいまより再開をいたします。時間をお守りください。

(午前10時10分)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第5、議案第2号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、社会福祉協議会のデイサービスセンター建設に伴う国体倉庫の撤去費用の追加と都市計画道路（橋梁）の補償が平成23年度に延期になったことに伴う減額補正でございます。歳入歳出ともに1,895万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を85億6,482万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

すみません、ちょっと読み違いをいたしました。半ばで平成23年度と私が言ったようでございますが、平成24年度に延期になったということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは、4ページの事項別でご説明をいたします。歳入の部分について企画のほうで説明をさせていただきます。

ここにありますように、全体では1,895万6,000円の減額補正になりますけれども、いわゆる吾妻大橋の進捗状況によりまして、今年度予定されていた事業が24年度に繰り越されたということで、県から入ってくる金そのままそっくり来年度へ持ち越すというようなことになると思います。その不足分を普通交付税で1億2,692万7,000円ということで補てんをして、歳入予定であった土地の売り払いが854万6,000円の三角、町民センターの補償が1億3,533万7,000円の三角ということで今回の歳入になります。その事業についての詳細は保健福祉課長のほうからご説明をしますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。それでは、説明させていただきます。

先ほど町長並びに企画課長が申しあげましたように、今回は町民センター廃止後の対応とあわせて、県におきまして、吾妻大橋に伴う予算の組み替えがございまして、補償が来年度となったことに伴います関連予算の補正でございます。総額では3款1項の社会福祉費で、1,895万6,000円の減額をお願いでございます。最初に、1目の社会福祉総務費では、工事請負費500万円の減額でございます。これは当初で社会福祉協議会事務所の移転改修費を500万円見込みましたが、先ほどの理由で不用となり、全額を減額するものでございます。

続きまして、7目の町民センター管理費では1,395万6,000円の減額でございます。これ

も当初予算では事業補償を受けて、町民センターの解体工事費1,668万6,000円を計上してございますが、これも今年度は全額不用となりました。逆に、社会福祉協議会がデイサービスセンターを建設することになりまして、旧国体倉庫の解体工事費250万円が必要となります。その結果、差し引きで1,418万6,000円の減額となります。また、国体倉庫の取り壊し設計監理委託料23万円を計上しましたので、あわせてよろしく願いいたします。

なお、社会福祉協議会のデイサービスセンターの建設計画ですが、9月定例会の町民センター設管条例、廃止条例の説明の中では、3月末までに建設予定と申し上げましたが、本補正予算成立後、国体倉庫を取り壊した後の建設となりますので、完成は6月末で計画しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 補正予算としては異例中の異例の出し方になるんですが、定例会じゃなくて本当の臨時会で出てくるということについては本当に緊急性があるのかなと思うんですが、今の説明だと、余り緊急性というのは感じられなかったんですが、そうすると、通常ですとやっぱり12月定例会、これがやはり常識の範囲なんだと思いますけれども、その辺がちょっとよく理解できないのですが。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 最終的な開設の予定から逆算していきますと、確かに来月の定例会というようなことも考えられますが、ただ、建設に当たって、まず建築確認等をするにも、現在の国体倉庫がございまして、地質調査、ボーリング調査ができないというようなこともありまして、一日でも早く建物を撤去していただいて、そういった調査をして進みたいという、そういった社協の要望がございまして、今回の臨時会で議決いただければ、12月の入札に取り壊しが間に合います。12月の定例会でしますと、また翌月ということで、そこで1カ月の差が生じます。この工期に当たって、この1カ月というのは非常に大きいということで、今回今日の臨時会があったということで、急遽提案させていただきましたので、その辺、一刻も早くという予定でありますので、そういったことで提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ある意味最初からそういう説明をしていただくと何となくわかったんですが、3月が6月までデイサービスが延びたんだと。その説明の中で、どうしても定例会を待たずに臨時会というのは、通常ではやはりあり得ないんですね。だから、それこそ本当に緊急であれば、先ほどの専決じゃないですけども、そういう話になっていくのかもしれないけれども、意味はわかりました。

1つ確認したいのは、24年度にいろいろな補償が延びたから、この1億3,700万円とか、そういうものは24年度に再度計上するという解釈でよろしいんですね。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） はい、そのとおりです。ただ、補償額というのは、また今回減額した額とは一致しないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 補償額が一致しないというのは、要するに1年たつと補償基準が変わって、その分が評価が下がるから、その部分が減るだろうという意味の解釈でいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 補償内容の変更ということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 補償内容の変更というのはちょっとわかんないんですけども、具体的に説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 今年度の当初予算のこの1億3,000万円余の補償の内容でございますが、これは町民センターの機能補償を含めたすべての補償額でございます。その後、補償内容に県土木のほうから建設課を通しまして補償内容の変更があったということを確認しております。それによりますと、公共補償で再築工法と言うんですか、同種同等な施設を再築しない限り、補償対象にはなりませんよということになりましたので、デイサービスセンターにつきましては今までは指定管理で町が指定管理していたわけですけども、今後は町では設置をしない。よって、社会福祉協議会が独自に開設をしていくということですので、補償対象にはなりません。ですから、結果的には橋の直下で直接的な補償となる部分のみの土地と建物の要するに生活改善センターの全部ではなく、一部ですね。そういったふうに補償の範囲が、対象が小さくなったということで、新年度はその補償額を計上しなければなり

ませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 直接関係ない部分になりますけれども、ちょっとせっかく質問したので、確認しておきますが、当初聞いていたときには、たしか一体の施設なので、すべてが対象になるんだというふうに聞いて、1億三千何百万円が多分予算化されたんだと思いますが、それが突然変わったというのは、町が、今の説明だと、結果的には町民センターの条例を廃止したような記憶がありますから、やめたという解釈ですけれども、それと同等のものをつくらなくなったんで、その部分しか出ないよというふうに説明したんですか、今。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） デイサービスセンターにつきましては、町が所有して、指定管理にしておりましたので、そういった形で町が建設をするのであれば、当然補償対象にはなりますが、今回は町はもう既につくらないという決定をしておりますので、それに対して社会福祉協議会が独自につくるということですので、今回の補償対象にはならないという、そういった解釈でございます。よろしくお願いいたします。

町民センター全体はデイで使っている部分と事務所で使っている部分がございます。プールはもう最初から対象外でございました。事務所につきましても、要するに新たに郊外、要するに一体のものであるので、デイセンターがなくなれば事務所も一体的に必要というか、新たなところに求めなければならないということで移転先を探しておりましたが、なかなか見つからなかったという経過がございます。そんな中で、こういった県のほうから補償の変更ということがございましたので、要するに移転はもう直接に当たる部分だけということになりましたので、事務所については移転する必要がなくなったという判断で、現在今のところで今後もやっていく予定でございます。ただし、その中で、今のところは大分古いので、いろいろ改修をしてくれということで、使用者側である社協のほうから要望がございますので、その辺を検討して、その辺の改修をして、要するに生活改善センターの部分の半分は残りますので、そちらのほうで事務所を移転改築するというのも含めて、新たな事務所の移転先を検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりましたと言いつらいんですけれども、いいですよ。これは直接関係ない部分なんで、また後で論議になるんだと思いますので、いいと思います。いや、常識的に考えると、我々民間の立場で見ていると、ある意味ちゃんと補償料が入って、新し

い施設を建てる金があるのであれば、改修計画が出ていて、ぼろぼろで使いづらいというものを建ててやるのが可能なのであれば、その補償費を使ってできれば、うんと効率的だなというのはだれも考えることなのかなと思います。それをあえて県がこうに言ったからといって、それを捨ててどこかへ移転というので、現実には移転という話をしておいて、現実には移転しないのであれば、もうちょっとやり方があったのかなという気がするんですけども、それは後でまた論議しましょう。きょうはそういうことで結構です。緊急性があるということでは何となくわかりましたので、それについては理解できました。

町長に、じゃ最後に、今言ったようなことも含めて、これからきちっとせっかくそういうので対象になる、一体だからみんな対象になるんだというふうに理解をしていましたから、そういう説明でみんなだれも当初予算を可決した経緯があると思いますので、それを安易にそういうので譲ってしまう必要はないような気がしますから、ただ手順上、町民センターが廃止され、いろいろしてしまっているから難しい部分が出てきているかもしれませんが、少しやはり工夫することによって、いろいろできる可能性もあるんだと思いますので、町長、よくこれ検討してまたやっていただけますか。それだけ最後をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） あの地区は非常に福祉の拠点となるようなところでございますので、今後もその点は慎重に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第3号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

太田・岩島・坂上中学校情報教育機器整備事業につきましては、指名競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社戸部商会で、契約金額は1,668万4,500円でございます。この事業は、合併補助金を活用いたしまして、現在の情報社会に対応できるよう、古くなりました3中学校のパソコン89台を整備するものでございます。情報教育は、子供たちがコンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を育成することは非常に重要なことと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） お世話になります。それでは、説明させていただきます。

太田・岩島・坂上中学校のパソコンにつきましては、平成12年に配置したものでありまして、OSはウィンドウズ2000と古くなっておりましたので、先ほど町長が説明いたしましたとおり、合併補助金を利用いたしまして、子供たちが情報化社会に対応できるよう情報教育機器の整備を行うものでございます。

契約金額は1,668万4,500円で、契約の相手方は、沼田市桜町4827-1、株式会社戸部商会、代表取締役社長戸部秀樹で、履行期限は平成24年2月15日でございます。

なお、整備内容につきましては、教師用パソコン3台、生徒用パソコンが太田中30台、岩

島中25台、坂上中31台、カラーレーザープリンターが3台で、パソコンの規格といたしましては、OSはウィンドウズ7、CPUはペンティアムの2.7ギガヘルツ、メモリは2ギガバイト、ハードディスクは160ギガバイト、ディスプレイは17インチでございます。内臓ソフトにつきましては、ワード、エクセル、パワーポイント、ペイントショップ、ホームページビルダー及び授業支援用ソフトでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 同僚議員のほうから町内業者の活用ということで一般質問がありましたけれども、相手方が沼田市なんです、東吾妻町の業者を選択肢としてはなかったんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 議案書の後ろに入札執行調書がついていると思うんですが、町内業者としては川村書店が指名に入りました。川村書店につきましては辞退ということで、入札に参加をしなかったということでございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ちょっと数々の質問をさせていただきたいんですが、まず、競争入札の選考といいますか、人選等はどのようにしておりますか、教えていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 町の内部にあります入札審査会において人選を行っております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 審査会で7名の業者を決められたということですが、その中でいろいろなこのパソコンに対してのプランニングは担当課のほうできちっとされたんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 入札に当たりまして、機器の整備状況の設計書をつくりまして、その内容に沿って入札いただいたということになります。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 7社の中へそのプランニングされた入札の内容を出したにもかかわらず、これを見ますと、3社が辞退をしておると。それと金額的に予定価格が税別ですけど

も、1,590万円とありますが、戸部商会さんが1,589万円で落札されておると。1万円の差ですよね。その辺はどんなふうに考えますか。

それと、極端にこの3社の金額が、落札された戸部商会さんとかなりの金額が違うようなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） まず、先ほども言いましたが、設計をしまして、その内容について見積もりをいただいて、入札していただくということでございますので、各会社の内容につきましてはわかりません。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 例えば液晶ディスプレイ等ありますけれども、私たちの知識では、昔サムソンというのはそんなにいい会社だとは思いませんでしたけれども、現に今世界を制覇しているようでございますけれども、その液晶画面がグリーンハウスという業者、メーカーということですが、その辺がどうもちょっとわからないということと、パソコンがサーバーと同一メーカーであること、富士通のようですが、別にあえて同一メーカーでなくても、もっと安いのあるような気がするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 内容につきましては、先ほどのディスプレイにつきましては17インチ液晶で、最大1,280と、掛ける1,024ドットということで、そういう内容を満たしてあればオーケーということですが。サーバーにつきましても、メーカー指定をしてございませんので、業者が見積もりまして、その内容をやればいいことでございますので、それで選んできたというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） そうしますと、これのプランニングをなさったというのは再度しつこいようですけれども、町当局の職員がかなり専門的なことでプランニングしているようですが、その辺は本当に間違いないですかね。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 19年度もパソコンを導入していますし、そのとき等の知識もありますので、一応内容については細かく規格を出して、その同等品で入札してくださいということを出しております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 町の入札にかかわる選考委員の皆さんがプランニングをつくったと。そして7つの業者さんに入札の内容をきちっと示したわけですけれども、今の時代、各メーカーが専門的な知識がない業者であっても、そういう学校関係の部署があると思うんですが、どうもこの3社が辞退するということがちょっと納得できないんですが、もう一度きちっとご返事いただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 7社を指名いたしましたので、3社が辞退ということで、その辞退した内容については伺っておりませんので、わかっておりません。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 全く何か不自然のような感じを得ないんですが、普通専門の業者があれば、辞退するということはまず考えられないというふうに思いますので、いろいろ数々の金額の数字を見ても、極端に300万円から異なるということは、これだけの細かい明細がうたってあって、これだけの差が出るということがちょっと納得がいかないというふうに思うので、今後これで結構ですけれども、きちっとした形で進めていきたいというようお願いをしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 先ほど申し上げましたけれども、一応パソコンの規格を決めまして、それによって入札をしていただいたと。メーカー等については、当然どこのメーカーでも構わないということで進めております。一応きちんとした規格を決めて進めたというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 富士通というのは、かつて平成12年のときに入られた継続性があるということなんじゃないかな、業者を含めて。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 今回たまたま安かったのが富士通、戸部商会さんが富士通で提案というか入札をしてきたということでございます。ほかのメーカーのもので提案というか入札をしてきたところも当然あるというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 余り細かいことを質問すると申しわけないんですが、内容的には富士通という細かい機種をうたわれたんですか。これ最後に質問ということで。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 参考メーカーで富士通等が入っております。ただ、その同等品ということで進めております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） グリーンハウスとかというメーカーは、その辺はどうなんですか。うたってありますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） うたってございません。同等品ですから、それと同じ性能が出ればということで入札に参加をお願いしたということです。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 機種で教室の生徒のパソコン、先生のパソコンもそうですけれども、基本的には富士通でうたってあるということですが、液晶画面を全くメーカーをうたっていないということがその辺の整合性はどうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） すみません、先ほどのグリーンハウスですが、液晶ディスプレイは参考メーカーがグリーンハウスになっていました。で出しています。すみません。一応そういうことで、メーカー的には参考メーカーということで出していますので、その同等品であればいいということで入札を行っております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） そうしますと、内容的にはすべてメーカーを指定したということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） メーカーは指定してございません。同等品ということで参考メーカーとして入札してございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ちょっとかなりこの価格とか辞退したとか、いろいろこの入札のことはよくわかりませんが、何かもうちょっと考えられた見積もりというか入札結果が得られればなというふうに感想として思っています。

また、同僚議員の茂木さんのほうからも発言がありましたけれども、できれば辞退を免れるという、辞退をされるということ、そういうものがないようなきちとした内容といいま

すか、辞退したというのは何かが見え隠れするんですけども、内容的にどうなのかなという感想を申し上げて、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 基本的に物の指定ということではなく、規格等によって入札を行っています。ですから、3社が辞退したことについても、私のほうでは理解しておりませんし、どんなことで辞退されたかわかっておりません。ただ、内容的には先ほども申しましたが、規格を指定しまして、参考メーカーは出ておりますが、それと同じ規格であればいいということで進めております。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） すみません、何回も質問して悪いんですが、理解がよくできないものですから。1点最初に、これついてはありますけれども、正式なものでないですよ。町長も決裁をしていないようですけれども、これで間違いはないんですか。写しだとすれば、ちゃんと起案者が判こを押して、決裁印が押されて、それに写しというものがついたものがコピーで来るような気がします。これだと本当に入札結果調書の正式なものかどうかの確認がひとつとれません。町長、承知しているんですね。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） この調書につきましては…。

○13番（一場明夫君） 町長に聞いている。

○議長（菅谷光重君） 質問者が町長と言っているから…。

○13番（一場明夫君） 町長が決裁しているかと聞いた。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私が見て押した書類と数字は多分同じだと思います。見比べてないかわかりませんが…。

○13番（一場明夫君） 決裁をこの内容でしたかどうかを言ってくれば。

○町長（中澤恒喜君） ええ、そうですよ。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だとすれば、今言ったような資料をつけていただくと、その確認が間違いなくできますので、やっぱり添付資料そのものもよく検討していただくのがいいと思うんですよ。それが出せないのであれば、出さないということになるんだと思いますが、言

っている意味はわかりますか。答弁はいいです。

それで、私もちょっと聞きたいのは、教育委員会でこの設計書を組んだという説明でしたが、これを見ると佐藤君という方が担当でやっているんですけれども、この設計書を組んだのは佐藤君ですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） はい、そのとおりです。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 設計額は幾らだったのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 1,699万9,500円でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。要するに設計額が1,700万円近かったものを、町長が予定価格として1,590万円というのを定めた。その結果、入札したら1,589万円ですか。1万円それを下回った戸部商會が落札したという結果で間違いなんですよ。それで、私も感じたのは、7社中3社が辞退するというのは、入札、それちょっと異常かなというのも感じたんで、その辺の理由がわからないんだとは思いますが、聞いたところによると、同等であるという証明をするのに期間的な部分で制約があったのでという話を聞いた経緯があるんですけれども、時間的な余裕がなくて、この事態に追い込まれたということはありませんか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 私の理解としてはないというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 入札ですから札を入れるだけです。見積もりそのものは出てきていないんですよ。積算の根拠はね。わかりました。それで、1つだけ確認しておきたいのは、今言ったように、これだれが見てもちょっと疑問が残るといえるか、入札結果に感じてしまうんですが、どうしても心配なので確認しておきたいのは、ほかの自治体のよく例を聞くんですが、何かそのときに特定の業者に積算の設計またはその基礎資料を出させて、それをもとに担当者がそれをつくって、入札をさせるというようなことがあるというふうに聞いていますし、私も行政にいたから、そういうことがあり得るといえるのは理解していますが、今回の落札業者がある意味その積算のデータを佐藤君がそれを参考にしてつくったなんてい

うことは絶対ないですよ。落札業者が。それだけ確認しておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 単価の見積もり書等とはっているというふう聞いておりますけれども、すべてをやっているというふうには聞いておりませんので、ないというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 単価の見積もりをとったというのは、それが落札業者からとったという意味ですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） いろいろなメーカーからとっているんだというふうに考えていますけれども。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 端的に先ほど聞いたものに、それがないという答えをしていただければそれで結構です。要するに落札業者からそのデータを得たということは絶対ないということだけ言っていただければ、それがなければ余り不安はなくなると思いますので、それだけきちっと確認をしたかっただけです。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 見積もりは先ほども言いましたけれども、ある程度のものはいろいろなところからとって設計をつくっています。一般の建設工事等でも、物価版等だとか、それから県の統一単価等がないものについては、見積もり単価というものを使ってやっております。特にこの情報機器については、当然見積もりを幾つかとってからしないと設計書はできませんので、そういう形ではとって設計書を作成しているというふうに考えています。

ですから、そこだけからというふうには考えておりません。ないというふうに考えています。

（「そこからとっているのか」と呼ぶ者あり）

○教育課長（角田輝明君） 細かく聞いてませんので、調べてみないとわからない部分があります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何でこんなことを聞いているかという、入札というのは公平公正にやらなくてはいけない。そういったときに、いろいろそういうものがあると、結果的に疑

惑を持たれることになりますので、それが無いというそんなことはあり得ないんだと思いますよ。それが無いと言い切らないというほうが不自然になるんですよ。ですから、どうしてもそれが組めないのであれば、建設工事と同じように、設計を専門家に委託するという話になるんじゃないですか。ですよ。でも、組めたんですよ。でも、そのときに、言っている意味がわかりますかね。わかんないですか。公平公正にやるという意味で言えば、落札業者、要するにそこからデータを集めたもので例えば入札をして、そこが落としたというようなことがあるとすると疑惑を持たれることになりかねませんので、それが無いという確認だけ最後にさせてください。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 無いというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） まず、3点ばかり確認したいんですが、予定価格の発表があったか、1点目は。それで、続いて、この金額の今経過を聞くと、業者から見積もりをとっているようですが、先ほどの話だと平成21年に、規模はわかんないんですけども、パソコンを入れているみたいですね。要はその前例との比較との絡みはやったかどうか。というのは、これだけ入札に差があるということは、予定価格というか設計価格が、かなりほかの業者さんからすると低い予定価格を組んでいる根拠みたいなのが、その辺どういう今の業者の見積もりから出てきたことをベースにしてあるのか。前回のものを含めてやっているのか。特にパソコンの機種は毎年値段がどんどん下がっていくので、性能は上がって値段は下がるというところがあるので、当然2年もかかると値段も下がるほうが強い部分もあるので、逆に言うと、例えば21年度に2,000万円が1,900万円になる可能性もある種類のもので、その辺の検討をしたかどうか。

それからあと、3点目が、今後のまだ残っている学校があるのかどうか。パソコンの入れかえ。聞くと12年ですから、もうかなり今の状態だと動かないような古いパソコンを使っていた現状があるみたいですから、順次入れかえ、一遍では無理だと思うので、今後の計画も含めてちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） まず1点目の予定価格の公表でございますけれども、公表はしてございません。公表できる事業ではないということで公表していません。

それから、2点目の比較をしたかという話でございますが、当然参考にはしました。比較というか参考にして設計書を組んでいるんだと思います。それから、今後の計画ということでございますけれども、この次に古くなるのが、これを入れることによって、一番古くなるのが平成17年度に入れました東小、東中のパソコンが一番古くなります。原町小学校、中学校については19年度に整備してございます。この後、中学校統合等もありますので、それを見据えながら検討していきたいというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 2点目の話の部分の比較したという今のお返事だとすると、21年度分、台数がちょっと違うのかもしれないですけども、ちなみに幾らぐらいで落札しているんですか。2年前です。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 覚えておりません。というか2年前のものは町のほうでやっていますので、教育委員会じゃないと思うんですけども。あれ、うちでやっているんですか。とりあえずわかりません。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） そうすると、先ほどの答弁でいくと、比較はしていないという話になってしまうんですが、よろしいんですか。

○教育課長（角田輝明君） 内容等は参考にしております。額はわかりませんが、内容はわかりますので。

○2番（佐藤聡一君） 要はどっちでやっているかわからないのに参考にできたんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長、はっきり教えてください。多分でなくて。

○教育課長（角田輝明君） 内容等は当然庁内内部ですので参考にしていると思います。あとは2年前のがちょっと記憶にないので、何の整備だったかちょっとすみません、忘れしました。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の話で、その辺がどうもうやむやの状態でしょうけれども、今の業者なんか見積もりをとるのもひとつあるかもしれないですが、前の当然状況も、例えば1台幾らの部分の単価はわかるわけですよね。2年ですから、どのくらい動くかちょっと機種状況が変わるので何とも言えませんが、基本的に言うベースは同じような金額のベースになってくるのかなど。その辺がひとつこの予定価格を決めていく経緯で、ちょっと私もこの

金額だと難しい部分があるのかなと。これだけ差があるとね。当初例えば予定価格が2,000万円とか1,900万円が入札して、1社だけ1,500万円という状況だとわかる。要は町の辞退者がいる時点の1つ勘ぐりを入れると、予算がきつかったんで辞退させてもらったという、先ほどの機種の種類があるとすると、なおさらちょっと問題があるのですけれども、その辺がちょっと見え隠れする部分があるので、予定価格の決め方は安いにこしたことはないのですけれども、根拠を持ってやっていただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 一応参考資料等を利用して単価を決定してございます。ただ、ちょっときつかったかなという話については、多分きつかったんだと思います。予算が1,700万円しかありませんでしたので。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今、予算の話が出たんですが、逆に予算、当然そうですけれども、予算を組んで、予算計上して、この予定価格、当初今の話だと1,700万円。だから、22年度予算で計上した、23年度か。予算書見てないのですけれども、だから、その決めたときの話が今の話ですよ。逆に言うときつく組んだのですかね。今の話だと。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 内容等によって、設計は大分変わってくると思うんですね。レーザープリンター等が入っていますので、その種類だとかパソコンの大きさとかによって変わってきますので、当初予算が1,700万円でしたので、それにできるだけ入って、できるだけいいものをとということで設計は組んでいると思います。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の話だと、1,700万円が先にあって、台数は後だという話みたいに受け取れるのですけれども、基本的に言うと、例えば何台があって、予算を組むときに、当然先ほどの話の業者から見積もりをとった経過もあるのかなとは思いますが、その辺がちょっとあいまいかなと。それと今の話の去年、おとし組んでいるという話であれば、21年度の実績があるわけだから、それとの見比べも必要だったのかなというか、要はその辺の返答がちょっとあいまいなんで、もう一回お願いします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 予算については3月の時点で1,700万円という予算で組んでおります。それを受けて、今回3中学校の設計を行っております。台数等についても、一番大き

なクラスになるよう、人数がいるところの数で組んでおりまして、それで、その中で設計を組んだということでございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の話だと、この太田中、坂上、岩島に入れる前提で組んだんじゃないかと、違う形だと。そうすると当然台数はわかっているわけですよね。入れるのに。予算もある程度今の話とちょっと違うんだと思うんだけど、私の受けとめ方が悪かったのかもしれないですけども、何か台数が決まらない。最大値とっているというような言い方だったので、要は基本的に入れる台数が決まってきた、プリンターが何台、先生も何台という今の話のベースが決まっている話で予算をとっているわけですよね。という解釈でいいわけですね。先ほどの答弁だとちょっと違うような気がして。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） そのとおりだと思います。

○議長（菅谷光重君） いいですか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） この問題はいろいろ難しい部分もあるのかなと。今のパソコンの台数の問題、ここからいろいろ話もあるので、今回のこの経過が安くは確かに入っているふうに、予算を組むのにかなり厳しく組んだ部分も見受けられるのですが、どれをよしとするかは私も個人的には難しい部分があると思っています。できれば、先ほど同僚議員から出た町内業者がまず入るとベースをつくってやって、そこから単価が下がるほうが本当はこの町のための1つの方法かなとは思っていますので、それだけちょっとお願いして、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 一応町内業者も辞退ですが入っております。その辞退した内容というのはちょっと聞いておりませんので、よくわかりませんが、できるだけそんな方向で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 先ほど私を含めて4人の議員が質問したわけですが、私が質問した中ではプランニングという言葉を使ったんですが、ほかの議員の方は計画書という言葉でしたけれども、プランニングの場合は、私はあえて名前を言いませんでしたけれども、ここに書いてある教育課の佐藤さんがつくったような答弁でしたけれども、その後、計画書になった

ら、業者にお願いをして、ある程度のたたき台をつくったという話のようですが、その辺はちょっと違うように思うんですが、どうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 見積もりの話になると思うんですが、設計の参考にする単価等を決めるために見積もり等はとっております。プランニングというか、計画の中で物の決めていく単価を決める場合の見積もりをとるとというのが当然あるんだというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 計画書とプランニングと、言葉の意味合いは細かく言うと違うと思いますが、自分の中ではそういう気持ちでお話をさせていただいたのですが、その86台の中でかなりの金額の差というのが、後で調べていただきたいのですが、基本スイッチのいわゆるHUBというのがあると思うんですが、いわゆるスイッチハブということだと思いますが、先生がいろいろ生徒に向き合って連絡をとり合うという機種だと思うんですが、その辺の工事代とか、細かいそういうものの指示みたいのものもあるんですか。あったんですか。最後にそれだけちょっと教えてください。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） すみません、細かいところまではチェックしていませんので、今の質問にはちょっと私としてはわかっておりません。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） その辺の物資の、機械の購入がある程度他社と同じだろうと思いますが、この辺のきちっとした通称ハブと言いますけれども、そういうものの精査をきちっとされたほうがいいと思うんですが、これから統合問題も含めて、もっともっと大きなパソコンが要だと思うんですよ。例えばモニターなんか2台しか見ていませんけれども、生徒が多人数になれば、例えばですけれども、バス旅行へ行ったときにビデオを見るときに、前にテレビがあつて、後ろの人は見られないわけですよ。バスの中にもう1台あれば、乗っている方はそのビデオを共通に見られるわけですよ。その辺の精査なんか全然していないように思うんですけれども、今後きちっとしっかり調べて、このくらいの価格の差がないようなものでお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 一応そのように進めていきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 賛成の方は2番、3番、4番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番。

起立多数です。

したがって、本件は可決をされました。

ここで休憩をとります。

11時20分を再開といたします。

（午前11時12分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時20分）

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、発委第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院を算定基礎にした地方交付税の配分及び中之条病院運営に係る負担金の徴収について適正かつ

明確な基準に基づいた措置を講じることを求める決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長、お願いします。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) 今回11月17日に総務建設常任委員会を開催をさせていただきました。また、11月7日には、この広域組合中之条病院について、11月7日の全員協議会の中で、町の町長さんやら担当課の企画課長さんのほうから詳細説明が、全協の中で行われております。この中でも、この中之条病院の地方交付税の取り扱い問題については、まだ明確に決まっていないものですから、これは当然この23年2月、議員定数が18人になるときに、東吾妻町議会として議決をして、広域の理事会に決議文を提出してあります。また、過日の11月7日の全員協議会の中では、議員さんの中から、当然新しい14人のメンバーで議会活動がスタートを切っているのです、そういう点からも新しい議員の議決というものを協議して、進めていってはいいいんではないかというふうな質問も出されております。当然2月に出されている決議文というのは、総務常任委員会で協議をして、まとめてきて、それを総務委員長が提案をして、2月に可決をいただいている状況であります。

今回は所管が変わりまして、今までの総務と建設が一つになりましたので、総務建設常任委員会というふうな所管の中から、やはりこれは私らの常任委員会にも責任があるという観点から、今回11月17日に急遽総務建設常任委員会が開催をされた経緯であります。

今回、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院の算定基礎にした地方交付税の配分及び中之条病院運営に係る負担金の徴収について、適正かつ明確な基準に基づいた措置を講じることを求めるという決議案であります。

この内容の提案理由の説明であります。広域組合中之条病院の地方交付税問題については、先ほども申しましたように、11月7日の全員協議会の中で、町長さんを初め、企画課長さんから、その取り扱い方法について概要の説明がなされております。そもそも広域組合中之条病院を算定基礎に交付されている地方交付税については、平成21年度の決算どきに、1名の監査委員さんから、取り扱いが不適切であるという旨の報告がなされ、問題視されてきております。地方交付税は、地方交付税法の規定により、広域組合で直接受け入れることができない仕組みになっているからということでもあります。中之条病院を算定基礎にした地方交付税は、この普通交付税については開設当初から特別交付税について、平成16年度から便宜上中之条町に一括算入する方法で受け入れられてきております。

ところが、平成21年度分につきましては、積算根拠に基づき計算すると、2億6,000万円ほどの交付がされていたにもかかわらず、中之条町が広域組合に負担金として出したのは3,000万円のみであります。また、その残りのほとんどを中之条町の会計で使ってしまった、広域組合で活用されていないことがわかり、それ以前にも取り扱いは行われてきたことが確認されております。これでは地方交付税法の趣旨に反するものとともに、構成町村住民が公平公正に活用できていないことから、指摘、改善に向けて広域組合内で検討、協議が続けられている状況であります。

広域組合では、本年1月に中之条病院を中之条町に無償で譲渡するため、議決を構成町村に求めましたが、理解が得られず、そのまま議決が困難になると。次に、今までどおりに交付税配分については同意を求めてきました。このように広域組合は少し強引とも言える手法で決着を図ろうと、構成町村に対応を求めているところではありますが、当町議会では、理事である町長さんと協議、調整をした結果、実際この11月7日以降、皆さんに執行部からこの広域の中之条病院について詳細な説明があった後に、総務建設常任委員会のほうに町長さんと企画課長さんのほうが訪れて、当然まだ分配方法というのがはっきり決まってないですから、ましてこの中之条の広域病院の中の規約の中にもはっきりとないものですから、そういう観点について、当然企画課長さんから、町の要するに財産割だとか負担金割だとか、いろいろなものの試算方法が提案はされていますが、まだ方向性が決まってないという観点から、要するに人口で分配をしてもらったのが一番いいのではないかと。それが不公平感が取り除かれて、一番均等に交付税が分けられる状況のもとにあると。

ましてこの広域の理事会の理事長さんの案ですけれども、皆さんもお聞きになったと思いますが、全体の2億6,000万円のうちの50%は中之条町がいただいてしまい、残った要するに5町村には10%しか配分がならないと。そういうものを提案しているらしいですけれども、それはいかにも不公平ですよ。やはりこれは広域の施設というものは、いろいろなものがありまして、海の家だとかツインプラザ、それと中之条のあれは文化会館、あとは広域のごみ処理の施設の組合、いろいろなものがありますけれども、ほとんどこの内容を見ますと、人口割でみんな分担金を出しておるんですよ。ただ、この中之条病院については、本当にこの分配するにもその内容も決まってない。またこれからその負担を求められるときにも、その負担の割合の率も決まっていない。だから、そういうのをやっぱりきちっとあすですかね、広域の理事会があるんだそうですけれども、あすの理事会の中でその分配方法が決まるとも限らず、また後日のその理事会で検討されて、23年度、来年の3月31日までにはその

方向性がはっきりと示されるのではないかと。そういう観点から、今回総務建設常任委員会の所管といたしましては、ぜひともこういうものを14人で、この議会で認めていただいて、当然その広域の会議に出席をする議長さん、副議長さんが執行者の町長さんと企画課長さんにも話を事前に伺いましたが、当然人口割でもらったほうが不公平感がないというふうな回答もいただいております。

そういう観点から執行部と議会が一つになって、今回の決議案を認めていただいて、広域の会議に臨んでもらうというふうな趣旨の内容であります。この決議案につきましては、皆様のお手元に配付されていると思いますが、個々にも目を通してもらって、当然下の箇条書きである1番と2番のこのものについて今回の主に議決を求めるところであります。

簡単ではありますが、以上で提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 趣旨説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の説明で、なぜ前でいくとABCのC案に決まったかがちょっと見えないんですが、経過、要は総務建設常任委員会の中でC案になった理由をまずお聞かせ願いたいです。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） これはことしの2月に、18人体制のときに、決議案が広域の理事のほうに出してあるわけですが、それは当然過去にまでさかのぼって究明をして、それまで精算をしてもらおうというふうな内容の文面なんですね。それは、だからこの間の11月の中の全員協議会でも皆さんも、執行者のほうから、当然代表で行く理事さんのほうから詳細な説明があったと思いますが、要するにまだどこでも決まってないんだと。ただ、今広域の理事長さんの考えとしては、先ほど申しましたように、中之条町で50%取ってしまって、残りは5町村に10%ずつしか行かないと。それはいかにも余りに不合理ですよ。なおかつこの2月に出したものは全然触れないんだという観点については、要するに今までのこのずっと自治体の運営の広域のあり方について、こういう過去に不適切なものがあったんだというものを議会で指摘したものを残したいんだという観点から触れないで、まずおくことにいたしました。

それと、今回総務建設常任委員会でこの要するに人口割に決まったというものは、これが

一番中之条病院は223床ベッド数があって、例えば今中之条町が中之条病院に対して3,000万円しか使っていないけれども、残りはほかにみんな運用にしているんですね。例えば3,000万円を、今後もその3,000万円を当然その交付税の中から出していくでしょうけれども、例えばその中で補えなくなった場合には、今回今後分配的なものが決まればですけども、人口割で分配をしていただくと、後に今度は負担金を出してくれと言ったときには、今度は人口割ということで、今度はベッド数が東吾妻では幾つと、全体のベッド数は決まっているわけですから、それを計算で割ってもらいと、東吾妻町の持ち分のベッドが幾つですよ。それに対しての人口割に対して負担金を出すと。だから、公平かつ正常な状況に保たれると。そういうふうな観点からですね。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の回答だと、ABCのどれでもいいような話にもとれるんですが、基本的な考え方は。私が思っているのは、2月の議決、それとこの前の全員協議会で言わせてもらったのですが、議員かわって新しい考え方も入っているから、それをもとに今回の経過、私も2月の時点と、これが分配という方向になってきた経過を考えると、状況は全然変わってきているのかなと。要は2月の時点の議決の内容と今回やろうとしているこの議決の内容は次元がうんと違うなど。要は前はやらないんだから何とかやれという部分が強くて、今回は分け前をどういうふうにするかという話の議決になっているのかなと思っているのですが、そうになると、私個人的に考えるに、やはり広域の輪というか、先ほど出てきていますが、いろいろな広域でやる事業との絡みの中で、うちの議会が要は四角四面に、前に議決したから、その続きでまた議決するというんじゃないかと、要は議決をしないで、総意として、うちの議会と言えば、議長、副議長が向こうの広域の議会へ行く経過を考えれば、総意としての気持ちだけをまとめて、議決までして持っていく話にはならないような気がするんです。

というのは、そこまで四角四面にやって、けんか腰で行くよりは、やはり結果がまだ決まってないですし、最終決定は町長さんなりの要は理事の決定事項という話を前に聞いていますので、最終判断をその理事会の判断で、それを議会とすれば承認するか、しないかの話になるんだろうと思うんですが、そういう話し合いの中で、やはりみんながお互いの部分の言いたいことも当然あるし、うちの町も当然言いたいこともあって、こういう話にしたいんでしょうけれども、やっぱりそここのところは一步引いて、要は大人の対応として、やはりフリーハンド、町長さんもそうだし、議長、副議長もそうですし、行くのについてこういう四角四面の話じゃなくて、フリーハンドを持って、総意はこうだけれども、またその議会の中で

新しい提案だってあり得るわけだと思うんです。その中にこれを縛ってしまうと、じゃ、もっといい案が出たときに賛成できないですねという話にするのもいかなものかと。やはり出ていく以上は、こういう総意があったけれども、違う結論を持って帰って来ることがあり得ると思うんですよ。そのときはここで説明してもらえないだろうかと思うんですが、そういう部分を踏まえて、やはりこういう議決がなじむかどうかというと、私はなじまないかなと思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） これはやはり紳士的議会、やはり過去にまでさかのぼらず、やっぱり前向きな考えということが常任委員会でもあると思うんですね。なおかつこの要するに中之条病院について、今後の分担金の求め方のものが定められていない。こういうものを要するにきっかりと議長、副議長さんが質問する立場でいるわけですから、今回町長さんにも事前に伺っていますけれども、今回東吾妻町議会のほうで議決をしていただければ、そういう趣旨にのっとって理事のほうと、要するに理事会で決めていくほうですけども、それは尊重して、議会と一体になって対応していきたいという回答もいただいています。そういう観点から今回委員会発委というようなことになったわけです。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今の話だと町長さんもそういう気持ちという話を今聞いたんですが、やはりもう少し経過をこの前、全員協議会から今回のを見させてもらっても、やはりもう少し穏やかな対応はできないのかなというのが本音です。今の話もあるんですが、やはりそういう部分で、もう少しその辺穏やかにやるためには、こういうものを出していかないほうが私は広域の中でのポジショニング、これから例えばこちらで無理を言うときに、これを聞いてもらえなくなる可能性もあるので、やはりそのところは大人の対応というのが必要かなと思いますので、私の発言としては終わります。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 補足をしますと、当然やはりそのままきっちり決めておかないと、かえって後になって混乱を招くというふうな状況はあると思います。やはり実際人口割で配当をいただいて、後で負担を求められたときには、それに基づいてほかの要するに広域の施設もそういうことで対応しているわけですから、人口割というのが含まれていますので、今回中之条病院についてはそれがきちっとした決まりがないと。それはやはり理

事さんと広域の理事さんの中で、各代表出てくる、議長さん、副議長さんたちがそういうものを主張してもらって、1人でも多くの町村の議長、副議長さんの賛同を得て、理事会での決定の方向性を決めてもらうと。これが一番いいと思うんですよね。だから、別にけんか腰でも何でもないと思うんですよ。そういう意味じゃないと思いますけれどもね。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 人口割の話が今出ているのですが、聞いた話でいくと、例えば文化会館だとかツインプラザはかなり中之条の負担が高い中での話は聞いています。要はこの経過というのが難しい部分もあるんでしょうけれども、今でも経過の中で歴代決め方がいろいろだったというのを、この中で中之条病院の決め方だけ決まっていかなかったよというものもあるんでしょうけれども、だから、そういう歴史も1つあるのかなという部分での私は意見として言わせてもらいました。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 当然この町で持っている日赤さんなんかも、この町が一番分担金を出して、ほかの町村からはそれに今人口比例に応じて負担金を提供してもらっている状況ですから、当然やはりこれはほかの広域の施設が、例えば負担金問題でいろいろな主張が出てくれば、これは広域の理事会の中で、広域のいろいろなのはいろいろありますけれども、別々にやっぱり考えてもらって、支障がある点には、そこで理事会で議長さん、副議長さんが質疑をする立場で各町村から行くわけですから、そういう中で質疑をいただいて、改善をすればいいことなので、今回はそういうものをきっちり決めてもらうというふうなものが一応基本の筋だと思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 佐藤議員の言うように、広域の中でいろいろ協力関係の中で、この決議の採択が果たして和を乱すというか、けんかを売っていると言うとあれなんですけれども、これとらえ方の問題で、理にかなっているかどうかという面から見ると、過去いろいろ説明されてきて、23年2月に18人の議員のときに決議をしたと。今回新たにまた前回の決議の中で、過去の分に触れていますけれども、今回のところは触れてないわけですよね。ですから、理事長が50%、10%、10%という何を根拠にしているんだかわかりませんが、そういうこちらから見れば乱暴な提案を東吾妻町から見ればしているわけなんです。そういうところに違う意見を持っていく場合に、こういう積算の根拠であって、こういう主張をしますということは別にけんかを売ることにはならないと思うんで、受けとめ方の問題なん

ですけれども、議会の総意として、前回の決議との整合性はどうかと言うと、整合性はあると思う。私の個人的な意見なんで、ですから、ここまで東吾妻町が独自の主張というか、いろいろな先輩の努力もあって、こういう今の現状になっているわけなんですけれども、そういう流れから言うと、今回の決議はそういう流れの中で特に逆らっているとか、整合性がないとか、そういうことじゃないというふうに私は認識しているんですけれども、以上です。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今、整合性の話も言われたんですが、整合性の話でいくなら、議決をしないという議決もあるのかなと。要はここで出さないという形の、要は前回をある程度とらえた中で、今回はこういうことで総意としてやるという議決もあるのかなと私は考えております。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） ほかの議員さんもいろいろな質問があろうかと思いますが、今回総務建設常任委員会では、11月17日に常任委員会を開会した中では、全会一致で今回の臨時会で承認をいただきたいということが今回の内容でありますので、以上でとどめておきたいと思います。

ぜひ民主主義の世界ですから、これは今回の決議文に対して賛同できない人は仕方ないと思うんですよね。だから、そういうふうな観点で、うちの委員会といたしましては、全会一致で方向性が今回の決議書を決めたいというふうなことに至って、今回の提案の委員会発委となりましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 1つ教えてください。現在組合規約に基づき正式に分割割合が決定されないまま徴収されている実態がありますというふうなことが書いてありますけれども、この現在決まり事がないということですか。決まり事をつくってほしいという意味のことなんですかね。

それと、もう一つ伺いたいんですが、今回のことが決議されたとすると、前年度2月だね。本年2月のものの特に言えば2項のほうのことですよね。過去にさかのぼっての話がされることなのか、それもそのまま生きているのか。それから、私たちの代表で議長、副議長が一部組合の議員として出ていったときに、とる行動がどこまでも責任上、追及されていくのか。そこのところをちょっと教えてほしい。特に前回の決議と今回の決議とのかかわりについて

教えてください。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） まず初めに、この中之条病院の中の規約の細かいことが決まってないために、それをはっきりと意見を議長、副議長さんに申しもらって、理事会の中で決めてもらうことが1つ。

それと今回の2月に、全員で18人の体制のときに決議文を全員一致で可決をして、広域の理事会に出してあるものは、要するに没にもならんし生きていると。なおかつこれは要するに形勢の波の広域の町村の交付税の運用のあり方で正常ではないという指摘のもとに、理事長さんもそれを認めたわけですね。そういうふうな観点から、今回交付税の要するに運用のあり方について、中之条病院に実際使ったのは3,000万円しかないわけですから、そのほかの残りはすべて中之条町がほかに運用して使っているわけですから、そういう指摘を改善していただくために今回理事会の中の理事長さんがいろいろな分配案を出して、それで後に今度は分担金を求めるときになったら、どういうものでいきましょうということを今回、来年の3月31日までに何回となく広域の理事会が中之条病院についてあるでしょうけれども、あしたの会議で決まるという方向性は立ってないですね。

ただ、今回、東吾妻町議会がこの総務建設常任委員会が提案させてもらった決議文を認めてもらうと、執行者の町長さんも理事として理事会に行きますけれども、要するに東吾妻町は執行部と議会が一つになって、その方向性で決めてもらった方向で意見を出していきたいというふうなことです。だから、それは広域の理事さんの中で、今回東吾妻町が議決をいただければ、それに沿って町長さんが人口割でぜひお願いしますということを意見として言った中で、通らなかった場合にはそれは仕方ないと思うのですよ。それと過日の全員協議会で、議長さんのほうから、過去にさかのぼって、その内容について一生懸命やると言っていましたけれども、それはもう明らかに不可能。それと法律上、向こう何年間さかのぼって時効というふうなことも報告を受けてありますので、そういう観点からやっぱり紳士の議会とすれば、過去のことを追及するよりも、今回の14人で新しいものを目指して、なおかつこの中之条病院が規律正しい公平公正な運営ができるようなことを求めているわけですね。

以上であります。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 再度確認ですが、言葉が見つからないので、こういう言葉を使わせてもらいますが、そうすると、前回の決議の2項のゾンビ的復活はないというふうに理解をし

ていいんですか。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 新たに決めたものをやっぱり優先をするというのが、
これの紳士的な議会だと思いますけれどもね。

○議長（菅谷光重君） じゃ、もうこれで根津議員、終わらせてもらいます。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 私の理解では、決議というのは法的な拘束力はないわけですね、相手
に対して。だから、議会の決意表明と言ったら意思の表明なんで、そういう面から言えば、
当然1回やっているんで、また事情の推移がありながら、今回の決議に至ったというのは、
私はそれはそれとしていいんじゃないかというふうに思っています。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） この問題で広域圏のこの各町村がどういったスタンスでいるのかな
というのをちょっと知りたいと思って、中之条の役場のホームページを開いてみますと、そ
こには表紙部分で吾妻広域圏という欄があります。当町はありません。こういった一部組合
に対する態度がもう歴然と中之条と当町では違うスタンスで、中之条は積極的で、当町は言
うたらおこぼれの的な立場に常に甘んじているように感じてならないのです。中之条はさまざ
まな負担もしていますし、主張もしているんだと思うんですね。そういった意味で、当町も
きちんとこれからかかわって、しかも人口から言えばイニシアチブをとっていく立場にある
わけですから、その辺のところを皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。ほかにどうぞ。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 長い経過の中で、中之条町におんぶに抱っこでいろいろお世話になっ
たような経過もあると思います。また規則的にも中之条病院は何もなかったということな
ので、ここへ来て、中之条さんにご負担をいただくのは大変でしょうから、皆さんで汗をか
いていただいてということで、こんなプランが出たのかなというふうに思っています。

また、委員長のお話の中でも、時効ということがありますので、30億円と言われているよ

うなお金を、また使ったものを取るというのも用意もできないでしょうし、しかしながら、いろいろな経過の中で、歴史には残したほうがいいかなというふうに思っていますので、それが首長と議長が行かれて、どちらになるかわかりませんが、多数決の民主主義ですので、ただ、我々の町としての主張はきちっと位置づけをしていただければというふうに思っています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 簡単に終わります。私も根津議員がおっしゃるように、広域組合の運営は各町村がもうちょっと主体的にかかわってやる。これによってかなり改善されていくと思います。中之条におんぶに抱っこという話がありましたが、理事長も中之条、議長も中之条、監査委員も中之条、教育委員も中之条、職員はすべて中之条、これで現在行われているのが現実です。開設当初は各町村から派遣で行って、その人たちが運営していた。そういった中ではやはり各町村の目が届いてきた部分があるんだと思う。そういったものがなくなる中で、いろいろなこういったものが出てきた可能性が非常に高い。そういうように思います。ですから、これから町長は理事として出ていきますけれども、そういった方向はぜひ堅持して、こちらから行って、そういうのに協力していくということが大切だと思います。

それと、配分については、私も総務建設常任委員ですけれども、負担金の徴収と配分というのは基本的に別なんだと思います。ですから、負担金の徴収というのは、それぞれの事情があって、一番メリットがあったりということを見ると、文化会館とかツインプラザみたいなのはほとんど中之条が負担している。それは決めでやっています。そういったものもすべて含めた基準、負担金合計割あたりでやるとすると、交付税を公平に分けるという意味でいくと、公平にいかないで、中之条にウエートがいつてしまうということになるんだと思います。幸い中之条病院は黒字で経営できる体制になっていますので、入ったものはやはり公平に分ける。それは当然人口で分ける。これが一番公平に、構成町村の住民が利益を受ける方法だと私は思って、総務建設委員会でも賛成はしました。

そういったことを考えると、決してけんかをすることじゃなくて、お互いに主張する中で、最終的に協議結果でいろいろ決まっていく。これが大切なんだと思います。ぜひとも決議については私は賛成したいと思います。当然そういったことを主張して、理事である町長、また議員である議長、副議長は努力していただくということが一番いいのかなと思っています。ぜひその方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。自由討議です。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） もう一つ、どのぐらい配分を受けられるようになってくるのか。このことが通るとすると。そのことをちょっと委員長さんに伺いたいのと。討議だから無理か。

どのぐらい配分になるのかというようなことが1つ、私としては実際のこととして知りたいなと思った。

それともう一つ、当町に入るお金が、交付税がふえるということになってくるわけですから、その部分がある程度目的を持った使い方、例えば中之条病院のことで入るという金額であれば、それを地域の医療のほうに還元させていただきたいというような、そういった使い道についてもぜひ町としても考えていただきたいなと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 時間になりましたので、申しわけありませんけれども、私も前の2年間議員として携わっておりましたので、自由討議ということで一言申し上げさせていただきたい。

長い歴史の中で、中之条病院の経過がいろいろありましたけれども、そういう中で、やはり今の町長さん、当町ではありませんけれども、理事長さんの立場でもありますけれども、やはり8カ町村にあのような文書でもって町村長の理解を得て、3,000万円という中之条町の支出の経過をつくったと。もうその辺のところから歯車が若干ずつ狂ってきたのかなと私は思うんですけれども、狂ったというか正常になってきたのかなと。どちらに解釈したらいいかわかりませんが、いずれにせよ、そういう時代になってきたわけでありまして。そういう中で、8カ町村で判こを押して、中之条の3,000万円の抛出も認めて、他の金は従前どおりということで何とかしようと思ったと思うんですが、その経過の中で、今回のこういう事態というか内容がわかったわけでありまして。

そういう中で、やはり広域さんがくさいものにはふたをしるではないけれども、余りにもやり方は明らかに、とにかくふたをしるという、そういうやり方で、私どもも理事長さんに何とか負担金をこういう方法でやってくれないかねというような話もありましたけれども、公平ということを考え、また総務の皆さんが今回このような決議書をつくっていただいたという経緯の中で、新しい議員構成の中で、やはりそういうものを進めるのが一番いいんじゃないかと私も思っている次第であります。そして、ぜひ議長さんにも副議長さんにも、広域

の議員さんとして主張するものはしていただいて、最善を尽くしてもらおう。結果のことは申し上げません。最善を尽くしてもらおうというのが一番いいのかなと私は思いますので、ぜひお願いしたい。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） ありがとうございます。

ほかになれば、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 賛成の方を申し上げます。3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、11番、12番、13番、14番です。

起立多数であります。

よって、本件は可決をされました。

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の会議を閉じ、平成23年第5回臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 零時03分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成24年2月6日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 根 津 光 儀

署 名 議 員 橋 爪 英 夫